

自動販売機設置事業者募集要項

香川県では、県有施設に飲料水等自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を募集し、総合的評価方式によって設置予定事業者を決定し、当該事業者と設置契約を締結します。

設置事業者の募集に参加を希望される方は、本募集要項及び自動販売機設置に係る仕様書をよく御確認いただき、内容を御承知の上、応募してください。

1 目的

県有施設利用者の利便性の向上を図るため。

2 応募資格

(1) 次の①から④までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、次に掲げる者は、除く。
 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者
 - ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者で、その事実があった後 3 年を経過していない者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (エ) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (キ) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
 - ④ 上記③に該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は申込代理人として使用する者
- (2) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。
- (3) 暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。
- ① 代表一般役員等（申込者の代表役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）

む。)又はその支店若しくは営業所を代表する者(代表役員等に含まれる場合を除く。)をいう。)又は経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。)が暴力団関係者(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員以外の者で暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。)であると認められる者。

- ② 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められる者。
- ③ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるもの。
- ④ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- ⑤ 契約等の相手方が①から④までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められる者。
- ⑥ ①から④までのいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合(⑤に該当する場合を除く。)において、香川県が当該下請契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかった者。

- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体及び代表一般役員等が当該団体の役職員又は構成員でないこと。
- (5) 香川県税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 法人にあつては香川県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては香川県内で事業を営んでいること。
- (7) 自動販売機の設置業務の管理・運営において、3年以上の実績を有するものであること。
- (8) 国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約等を、過去2年の間に2回(2か所)以上全て誠実に履行していること。
- (9) 設置事業者が設置場所を第三者に転貸することにより自動販売機を設置するものでないこと。
- (10) 都市公園法(昭和31年法律第79号)及び道路法(昭和27年法律第180号)の違反(突出看板による道路の不法占用など)をしていない者であること。また、使用料及び占用料を滞納していない者であること。

3 募集する事項等

(1) 設置個所、設置可能面積及び台数

| 物件番号 | 財産名称 | 所在地 | 設置箇所 | 面積 | 台数 |
|------|-----------|-----------------------|---------------------------------------|---------------------|-----|
| 1 | 消防学校 | 高松市生島町 689 番地 11 | 防災センター 1 階 (配置図 1) | 0.96 m ² | 1 台 |
| 2 | 川部みどり園 | 高松市川部町 418 番地 | 体育館前 (配置図 2) | 2.00 m ² | 1 台 |
| 3 | 産業技術センター | 高松市郷東町 587 番地 1 | 庁舎 1 階入口東側 (配置図 3) | 1.50 m ² | 1 台 |
| 4 | 栗林公園 | 高松市栗林町 1 丁目 20 番 16 号 | 讃岐民芸館外側 (配置図 4) | 2.00 m ² | 1 台 |
| 5 | 道の駅「しおのえ」 | 高松市塩江町安原上東 390 番地 21 | 女子トイレ南側壁面、女子トイレ入口左壁面の 2 箇所 (配置図 5) | 4.80 m ² | 3 台 |
| 6 | 高松南警察署 | 高松市多肥上町 1251 番地 8 | 1 階、5 階東、5 階北 (配置図 6) | 5.67 m ² | 3 台 |

※1 面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※2 設置箇所には水道設備はない(配管工事は不可)。

※3 自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか応募前に設置場所の確認をすること。確認する際には、物件番号 1 は香川県消防学校(電話 087-881-3281)、物件番号 2 は香川県健康福祉部障害福祉課(電話 087-832-3291)、物件番号 3 は香川県産業技術センター(電話 087-881-3175)、物件番号 4 は香川県交流推進部交流推進課(電話 087-832-3359)、物件番号 5 は香川県土木部道路課(電話 087-832-3531)、物件番号 6 は香川県警察本部会計課(電話 087-833-0110)に事前に連絡すること。

(2) 自動販売機の仕様

自動販売機の仕様、その他の条件等については、別添「自動販売機設置に係る仕様書」による。

(3) 設置期間

① 物件番号 1～3、5、6：令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで(更新なし)

② 物件番号 4：令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで(更新なし)

(4) 自動販売機の設置作業

設置が決定し、契約した事業者は、香川県(各施設の担当部署)と協議の上、原則として令和 4 年 4 月 1 日(金)から令和 4 年 4 月 28 日(木)の間に自動販売機を設置すること。

設置作業の日時は、当該施設の開館日(開園日)の開館(開園)時間内で調整する。

ただし、施設管理者がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(5) 自動販売機の貸付料等

① 貸付料（年額・前納）【物件番号1～6】

貸付料は設置予定事業者として決定された者の提案金額（消費税及び地方消費税を含まない価格）に100分の110を乗じて得た額とし、香川県の発行する納入通知書により、香川県が指定する期限までに全額納入すること。ただし、物件番号4については、土地の賃貸借となるため、設置料提案書に記載された金額をもって貸付料とする。

② 使用料【物件番号4】

香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第11条に定める使用料を、香川県の発行する納入通知書により、香川県が指定する期限までに全額納入すること。詳細については、各施設の担当部署へ確認のこと。

③ 占用料【物件番号5】

香川県道路占用料条例（昭和28年香川県条例第21号）第2条に定める占用料を、香川県の発行する納入通知書により、香川県が指定する期限までに全額納入すること。詳細については、各施設の担当部署へ確認のこと。

④ 貸付料等の返還

貸付料等は、原則として還付しない。ただし、別添「清涼飲料水等自動販売機設置契約書」（以下「契約書」という。）に定める事由に該当する場合には、日割計算によって算定した金額を還付する。なお、還付する金額には利息は付さない。

(6) 参考データ

(年間売上実績)

| 物件番号 | 財産名称 | 設置箇所 | 種別 | 売上実績 |
|------|-----------|---|-----------------|------------------|
| 1 | 消防学校 | 防災センター1階 | 飲料水（缶・ペットボトル1台） | 116,285円 ※1 |
| 2 | 川部みどり園 | 体育館前 | 飲料水（缶・ペットボトル1台） | 197,060円 ※1 |
| 3 | 産業技術センター | 庁舎1階入口東側 | 飲料水（缶・ペットボトル1台） | 196,260円 ※1 |
| 4 | 栗林公園 | 東門駐車場横、東小門、北門券売所横、讃岐民芸館外側に各1箇所及び商工奨励館外側に2箇所 | 飲料水（缶・ペットボトル6台） | 2,645,140円 ※2 |
| 5 | 道の駅「しおのえ」 | 女子トイレ南側壁面、女子トイレ入口左壁面の2箇所 | 飲料水（缶・ペットボトル3台） | 4,123,710円 ※1 |
| 6 | 高松南警察署 | 1階、5階東、5階北 | 飲料水（缶・ペットボトル3台） | 945,910円 ※1 |

※1 令和2年度における自動販売機の売上実績

※2 令和2年度における自動販売機の売上実績。物件番号3の栗林公園は、令和2年度時点で6台設置していたところ、今年度はこのうち1台を撤去していた。このたび改めて1台を設置するものであり、令和2年度時点で設置していた6台分の売上実績を記載している。

4 応募手続

(1) 参加申込み

公募に参加を希望する者は、参加申込書等（(4)に掲げる書類）を提出する。
なお、提出された書類は返却しない。

(2) 提出期間

令和4年2月2日（水）から令和4年2月14日（月）までの午前9時から午後5時までの間（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに正午から午後1時までの間を除く。）

(3) 提出場所

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県総務部財産経営課 ファシリティマネジメント・財産グループ

電話：087-832-3074

(4) 提出書類

| | 提出書類 | 法人 | 個人 |
|---|--|----|----|
| ① | 参加申込書（様式第1号） | ○ | ○ |
| ② | 誓約書（様式第2号）及び国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約等の実績一覧 | ○ | ○ |
| ③ | 設置料提案書（様式第3号） | ○ | ○ |
| ④ | 自動販売機設置に係る提案書（様式第4号） | ○ | ○ |
| ⑤ | 自動販売機設置に係る提案書「2 香川県の施策への協力」に係る事実確認資料 | ○ | ○ |
| ⑥ | 住民票の写し（抄本） | | ○ |
| ⑦ | 法人の登記事項証明書（全部事項）及び役員一覧（様式第5号） | ○ | |
| ⑧ | 印鑑登録証明書 | ○ | ○ |
| ⑨ | 委任状（様式第6号） | ○ | ○ |
| ⑩ | 香川県の県税（全ての税目）に未納がないことの証明書 | ○ | ○ |
| ⑪ | 販売品目一覧表（様式第7号） | ○ | ○ |
| ⑫ | 設置する自動販売機及び販売品のカタログ | ○ | ○ |
| ⑬ | 自動販売機設置に係る提案書「3 設置する自動販売機の機能等」（2）～（5）に係る事実確認資料 | ○ | ○ |

注1 法人の場合には、代表者印とすること。

注2 設置料提案書は、封筒に入れた後、封筒の継目部分に割印（担当者印で可）し、提出のこと。

注3 提出書類③、④、⑤、⑪及び⑬については、物件番号ごとに記入し、提出すること

注4 提出資料⑥、⑦、⑧及び⑩について、記載内容が最新で発行の日から3か月以内の原本を添付すること。

注5 提出書類⑫について、設置する自動販売機が特定できるようカタログに明記しておくこと。

(5) 提出方法

財産経営課に直接持参または郵送によるものとする。ただし、郵送の場合は、封筒に「自動販売機参加申込書」と朱書し、書留郵便で提出場所あてに提出期間内必着で送付すること。(電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。郵送の場合は、電話連絡すること。)

(6) 設置料提案書(様式第3号)に記載する金額

設置料提案書に記載する金額は、年額とする。

設置予定事業者決定に当たっては、物件番号1~3、5、6については、設置料提案書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって貸付金額とするので、応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。物件番号4については、土地の賃貸借となるため、設置料提案書に記載された金額をもって貸付金額とする。

5 提出書類に関する説明等

香川県から当該書類に関し説明又は追加資料の提出を求められた場合は、応募者の負担において対応すること。

6 設置予定事業者の決定方法等

(1) 設置予定事業者の決定方法

① 次のア、イのいずれにも該当する応募者のうち、内容点及び価格点の合計点数(以下「総得点」という。)の最も高い者を設置予定事業者とする。

ア 設置料提案書(様式第3号)に記載された金額が、香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)第147条の規定に基づいて定められた予定価格に110分の100を乗じて得た額以上の価格であること。

イ 自動販売機設置に係る提案書(様式第4号)の各項目が、全て記載されていること。

なお、該当なしの場合は無に○を付けること。

② 総得点の算定方法

$$\text{総得点} = \text{内容点} + \text{価格点}$$

評価項目及び配点等

| 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 | 小計点 | | |
|------|-----|---------------|---------------|--------|-----|----|
| 内容点 | 1 | 香川県の施策への協力 | 県事業への協力 | 22点 | 28点 | |
| | | | 廃棄物対策 | 3点 | | |
| | | | 障害者雇用 | 3点 | | |
| | 2 | 設置する自動販売機の機能等 | 「かがわWi-Fi」機能※ | 20点 | 32点 | |
| | | | | 災害対策機能 | | 4点 |
| | | | | 省エネルギー | | 3点 |
| | | | | 県産品の販売 | | 3点 |
| | | | | その他の機能 | | 2点 |
| | 小計点 | | | 60点 | | |
| | 価格点 | 提案価格 | 提案設置料に基づき算定 | 60点 | | |
| 総得点 | | 120点 | | | | |

※ 光回線又は毎月のデータ通信使用可能容量が4GB以上のモバイルWi-Fiを評価対象とする。

※ 「かがわWi-Fi」以外のWi-Fi機能については、5点を上限に評価する。

※ 各応募者が提案したWi-Fiの設置台数を比較し、相対的に評価を実施する。

※ 「かがわWi-Fi」とは、次のSSIDの無料公衆無線LANサービスを指す。

- ・ SSID: KAGAWA-WiFi

香川県と西日本電信電話株式会社香川支店が締結した協定に基づき整備を推進している無料公衆無線LANサービスであり、エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社が運営する「DOSPOT」を活用したものを指す。

- ・ SSID: KAGAWA-WiFi2

香川県と西日本電信電話株式会社香川支店が締結した協定に基づき整備を推進している無料公衆無線LANサービスであり、西日本電信電話株式会社が運営する「スマート光 ビジネスWi-Fi」を活用したものを指す。

- ・ SSID: KAGAWA-WiFi_Plus_Pikara

香川県と株式会社STNetが締結した協定に基づき整備を推進している無料公衆無線LANサービスであり、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスが運営する「Wi2_free」を活用したものを指す。

- ・ SSID: KAGAWA-WiFi_Plus_docomo

香川県と株式会社NTTドコモが締結した協定に基づき整備を推進している無料公衆無線LANサービスであり、株式会社NTTドコモが運営する「お

くダケWi-Fi」を活用したものを指す。

- ※ 物件番号1～3については、「かがわWi-Fi」機能に係る提案の対象外とする。内容点の上限は「かがわWi-Fi」機能の評価点（20点）を除く40点とすることから得点は次のとおりとする。

総得点（80点）＝内容点（40点）＋価格点（40点）

- ③ 内容点及び価格点の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。
- ④ 総得点の最も高い者が2者以上あるときは、内容点の高い者を設置予定事業者とする。また、総得点の最も高い2者以上の者の内容点が同点の場合は、内容点が同点の者のくじ引きで設置予定事業者を決定する。

（2）審査の方法

本件に係る設置事業者を選定するに当たり、提案書等を公正に審査し、設置予定事業者の優先順位を審議するため、「飲料水等自動販売機設置事業者選定委員会」を設置する。

（3）設置予定事業者の決定時期

令和4年3月上旬に行う予定。

（4）選定結果の通知

設置予定事業者決定後、選定された者に対しては選定された旨を、選定されなかった者に対しては選定されなかった旨を、それぞれ書面により通知する。

（5）設置予定事業者決定の例外

設置予定事業者の決定時期において応募資格を満たしていない者は、設置予定事業者としない。

また、総得点の最も高い者を設置予定事業者とすることが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不相当と認められる場合は、その者から事情を聴取の上、合理的な理由がないと認められるときは、その者を設置予定事業者とせず、次点の者を設置予定事業者とする。

（6）設置予定事業者等の公表について

設置予定事業者を決定したときは、次の事項について公表する。

- ・公募自動販売機数
- ・公募参加者数
- ・設置予定事業者決定日
- ・設置予定事業者名
- ・設置予定事業者の総合評価得点（総得点）

（7）公募時の売上実績の公表について

今後、設置予定事業者を公募により選定する際には、募集要項等に設置場所ごとの売上実績を掲載することがある。

7 無効な応募等

（1）次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ① 不正行為による応募
- ② 設置料提案書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明確な

もの

- ③ 設置料提案書の記名押印を欠くもの及び金額を訂正したもの
- ④ 参加申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行ったもの
- ⑤ その他募集に関する規定等に違反した応募

(2) その他

- ① 提出した提出書類は、提出期限を過ぎた後は、書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。ただし、香川県から補正を求められた場合は、この限りではない。
- ② 設置予定事業者を公正に選定できないなど、特別な事情があると認めるときは、選定期間を延期し、又は取りやめることがある。

8 占用許可等及貸付料の契約

- (1) 物件番号4の設置予定事業者は、当該公園を管轄する栗林公園観光事務所に都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条に基づく都市公園施設設置許可申請書を提出すること。
- (2) 物件番号5の設置予定事業者は、当該道の駅を管轄する土木事務所に道路占用許可申請書を提出すること。また、当該道の駅を管轄する警察署に、道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第1項第2号に基づく道路使用許可申請書を提出すること。
- (3) 貸付料については、別添契約書による契約を締結する。
- (4) 設置予定事業者は令和4年3月22日（火）までに、契約書に記名押印のうえ香川県に提出し、設置契約を締結する。
- (5) 契約書について、物件番号1は香川県消防学校、物件番号2は香川県健康福祉部障害福祉課、物件番号3は香川県産業技術センター、物件番号4は香川県交流推進部交流推進課、物件番号5は香川県土木部道路課、物件番号6は香川県警察本部会計課が作成する。

9 設置予定事業者の決定取消し等

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消すものとする。
 - ① 8（4）に示す期日までに、契約書が提出されなかったとき。
 - ② 応募の提案内容に虚偽の報告があったとき。
 - ③ 設置予定事業者が応募の資格を失ったとき。
 - ④ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと香川県が判断したとき。
 - ⑤ 正当な理由なくして、指定する期日までに道路占用許可等の手続きに応じなかったとき。
- (2) (1)により設置予定事業者の決定を取り消したとき及び設置予定事業者が契約を締結しないときは、飲料水等自動販売機設置事業者選定委員会の審査において次点の者（予定価格以上の者）と随意契約交渉を行う。

10 質問方法

自動販売機設置事業者募集要項等に対する質問方法等は、次による。

(1) 質問方法

質問は、令和4年1月27日（木）午後5時までに、質問書（様式第8号）を使用し、電子メールにより12に示す問い合わせ先あてに提出すること。

(注意) 質問は必要最小限とすること。また、受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。ただし、公募手続など事務手続に関する質問及び別紙に定めるW i - F i 設置にかかる質問についてはこの限りではない。

(2) 質問への回答

原則として、質問者に対し電子メールで個別に回答する。また、質問事項及び回答は、取りまとめて令和4年2月2日(水)までに香川県のホームページに掲載する。

11 その他

- (1) 本募集要項に定めがない事項は、関係法令等の定めるところによる。
- (2) 6(1)②において定める「かがわW i - F i」機能又はその他のW i - F i 機能を提案する場合は、別紙で定める事項に留意すること。

12 問い合わせ先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県総務部財産経営課 ファシリティマネジメント・財産グループ
電 話 : 087-832-3074
F A X : 087-806-0213
E-mail : zaisankeiei@pref.kagawa.lg.jp